

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会さくら市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会さくら市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される競技及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、事業者等からの協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の形態

(1) 物品協賛

大会運営用物品、歓迎装飾用物品など具体的な物品提供

(2) 広告協賛

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会さくら市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する広報活動への支援。

3 協賛の手続き

(1) 協賛は、実行委員会において受け入れる。

(2) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行う。

(3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（第2号様式）を協賛者に交付する。

(4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。

(5) 協賛物品等の購入、搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

(1) 大会の趣旨に反するもの

(2) 法令、良俗を乱す恐れがあると認められるもの

(3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの

(4) 政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの

(5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの

(6) その他、実行委員会が適切でないと認めるもの

5 協賛の表示

(1) 協賛品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただ

し、協賛物品等に直接表示することが不適當な場合は、その他の方法により表示することができるものとする。

- (2) 前号の規定により表示をする場合、協賛者の広告宣言が必要以上に強調されないよう留意する。ただし、既存の製品提供の場合を除く。
- (3) 協賛の表示期間については、原則として大会終了日までとし、必要に応じて個別に設定することができる。

6 協賛への謝意

実行委員会は、協賛物品等の提供を受け入れたときは、協賛者に対し感謝状を贈呈することができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入れ期間

協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項等は、別に定める。
- (2) 実行委員会が必要と認められる場合は、この要項を改正することができる。